

改正

平成30年11月30日告示第139号の2

令和2年9月29日告示第152号

令和4年8月1日告示第143号

奄美市ふるさと納税推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市へのふるさと納税の促進と市内産業の活性化に寄与することを目的として、本市への寄附者に対して特産品を贈呈する奄美市ふるさと納税推進事業（以下「推進事業」という。）の実施について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 本市に対し、市外在住の個人が1,000円以上の寄附を行うことをいう。
- (2) 寄附者 ふるさと納税を行った者をいう。
- (3) 事業者 市内に本社又は主たる事業所（工場等を含む。）を有する法人又は個人をいう。
ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 特産品 平成31年総務省告示第179号に規定する総務大臣の基準に適合するものをいう。
- (5) 参加事業者 この要綱の規定に基づき事業への参加申請を行い、推進事業の一つとして特産品の贈呈を行う事業者をいう。

(推進事業の内容)

第3条 市長は、5,000円以上のふるさと納税を受けたときは寄附者に対し、予算の範囲内で寄附額に応じ希望する特産品を贈呈するものとする。ただし、当該寄附者が特産品の贈呈を希望しない場合は、この限りでない。

2 市長は、前項に必要な事務を本市が別に提携する委託事業者（以下「委託事業者」という。）へ委託するものとする。

(参加事業者の申請等)

第4条 市長は、参加事業者を公募するものとする。

2 市長は、前項の規定による公募を行うに当たっては、ホームページへの掲載その他市長が適切と認める方法により広く周知を行うものとする。

3 参加事業者の申請をすることができる者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業者とする。

(1) 特産品が法令に違反していないこと。

(2) 市税の滞納がないこと。

(3) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員でないこと。

(4) インターネットに接続でき、利用可能な環境があること。

(5) 委託事業者と契約を締結することが可能であること。ただし、契約に係る費用は参加事業者の負担とする。

4 申請者は、奄美市ふるさと納税推進事業参加申請書に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

（参加事業者の承認）

第5条 市長は前条第4項の規定による申請があったときは、特産品として適当と認められるかの可否を決定し、奄美市ふるさと納税推進事業参加承認（不承認）決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による承認の有効期限は、当該承認を行った日の属する年度の末日までとする。ただし、有効期限の満了日までに市長による取消しがなく、かつ、参加事業者から辞退の申出がない場合に限り、当該承認を行った日の属する年度の翌年度の末日まで有効期限が延長されるものとし、以後も同様とする。

（内容変更の承認等）

第6条 参加事業者は、承認を受けた内容を変更するときは、本市及び委託事業者へその旨を報告し、奄美市ふるさと納税推進事業内容変更承認申請書（以下「内容変更承認申請書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、軽微な変更と認められるときは、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による内容変更承認申請書の提出があったときは、承認の可否を決定し、奄美市ふるさと納税推進事業内容変更承認（不承認）決定通知書により、当該内容変更承認申請書を提出した参加事業者に通知するものとする。

（推進事業参加の辞退）

第7条 参加事業者は、推進事業への参加を辞退しようとするときは、速やかに奄美市ふるさと納税推進事業参加辞退届出書を市長に提出しなければならない。

（参加事業者の取消し）

第8条 市長は、次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、参加の承認を取り消すことができる。

- (1) 1つの特産品につき、出荷数量が100以上のときは出荷数量に対して3%、100未満のときは2件以上の苦情等があったとき。
- (2) 第4条第3項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (3) 特産品の内容に虚偽があったとき。
- (4) 市、寄附者又は委託事業者に損害を及ぼす行為があったとき。
- (5) その他、この要綱に違反すると認められるとき。

2 市長は、前項各号に規定する事実が認められたときは、奄美市ふるさと納税推進事業参加取消通知書により参加事業者へ通知するものとする。

(特産品の送付)

第9条 寄附者への送付は、参加事業者の責務において行うものとし、特産品が権利又はサービスの提供を行うものについては、参加事業者が寄附者へその権利又はサービスの提供を約する書面等の交付を行ったことで特産品を送付したものとみなす。

(参加事業者の義務)

第10条 参加事業者は、特産品の提供に係る事故又は紛争が発生したときは、自己の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。

(再委託等の禁止又は制限)

第11条 参加事業者は、特産品の提供に係る事務（宅配業務を除く。）を第三者に請け負わせてはならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。

2 参加事業者は、事業の実施に係る事業所の権利及び義務を市長の許可なく第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(秘密保持)

第12条 参加事業者は、推進事業に参加することにより知り得た寄附者の個人情報を厳重に取り扱うとともに、推進事業以外の目的に使用し、又は第三者に漏えいしてはならない。参加事業者でなくなった後も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、参加事業者が特産品送付時に同封したパンフレット等により、寄附者から参加事業者への商品の申込み等がなされた場合において参加事業者が知り得た個人情報の取扱いについては、この限りではない。

(様式)

第13条 この要綱の施行に必要な様式等は、別に定める。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月30日告示第139号の2）

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（令和2年9月29日告示第152号）

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和4年8月1日告示第143号）

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。